租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付別相直守にはる以来の争削計画者					
1	政策評価の対象とした政策	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備				
	の名称	等を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等				
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義)(国税 27)				
	対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税				
		31)				
	② 上記以外の	(所得税:外)(国税 27)				
	税目					
3	要望区分等の別	【新設· <u>拡充</u> ·延長】 【単独· <u>主管</u> ·共管】				
4	内容	《現行制度の概要》				
		産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と				
		付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除				
		(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。				
		《要望の内容》				
		・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで)				
		・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後				
		押しするため、要件の見直しを図る。				
		《関係条項》				
		所得税				
		租税特別措置法第十条の五の五				
		租税特別措置法施行令第五条の六の五				
		租税特別措置法施行規則五条の十二の二				
		祖が初か自己は他自然対立不の十二の二				
		法人税				
		租税特別措置法第四十二条の十二の六				
		租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六				
		租税特別措置法施行規則第二十条の十の二				
5	担当部局	経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室				
6	 評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月				
U	計画実施時期及び万旬内 象期間	計圖美胞時期: ¬和/平8月 分析対象期間: 令和3年度~令和6年度				
	創設年度及び改正経緯					
7	別政平及及び以上推構	令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、				
		中州の年度 延長、孤元(灰系生産性等の安性や対象負産の見直し、 中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)				
		〒1.正末位刀の抗領江原平の1610、廻用朔间の支朔化/				
8	適用又は延長期間	2年間延長(令和9年度末まで)				
_						
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等びその根拠	化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する				
		GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、				
		2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向				
		けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入				
		を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い				

				投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、 産業競争力を強化する。
				《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年10月26日)において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)において、「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことが決定。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
			付け	〇2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		3	租税特別措 置等により 達成しようと する目標	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対し て租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させてい く。
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
10	有効性 等	1	適用数	令和3年度:6件 令和4年度:53件 令和5年度:86件 令和6年度:5件 【算定根拠】 ・令和3年度~令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
		2	適用額	・令和6年度: 事業適応計画の実施状況報告書 令和3年度: 1億円 令和4年度: 57 億円 令和5年度: 102 億円 令和6年度: 0.3 億円

				【算定根拠】
				・令和3年度~令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関
				する報告書
				・令和6年度∶事業適応計画の実施状況報告書
		3	減収額	令和3年度∶1億円
				令和4年度∶57 億円
				令和5年度∶102 億円
				令和6年度:0.3 億円
				【算定根拠】
				する報告書
				プロスローロー
			効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと
		4)	刈木	「「以及日的(もし)の建成状況及び位代特別指置等により建成しようと する目標(9③)の実現状況》
				2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700
				万トンとなり、2022 年度比で 4.2%(約 4,490 万トン)の減少、2013 年度
				比では 27.1%(約 3 億 7.810 万トン)の減少。過去最低値を記録し、
				2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
				 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及
				び吸収量について(2025年4月25日)」
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別
				措置等の直接的効果》
				生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といっ
				た脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源 CO2 排出量の
				減少に寄与していく。
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		5	税収減を是	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、
			認する理由	足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
			等	
11	相当性	1	租税特別措	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応
			置等による	 計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設
			べき妥当性	備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。
			等	
			•	化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する
				GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、
				2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を
				 促進する必要がある。
				RRE/ UNIXA UTUO

		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解			_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和 5 年 8 月